

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第506号）

答申日：令和2年3月13日（令和元年度（行情）答申第591号）

事件名：特定期間に海上幕僚監部法務室が保有していた特定事案に関連する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「海上幕僚監部法務室（以下「海幕法務室」という。）に平成19年～20年当時存在していた「たちかぜ訴訟」「たちかぜ事件」関連文書で、「文書管理改善作業」による破棄を免れ、現存しているもの。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書2ないし文書109の108文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月28日付け防官文第8779号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定及び全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

本件処分は、処分庁の過去の説明や行政文書（不）開示決定と矛盾しているように見える。両者のうち、一方ないし双方が誤っている可能性があるため、本件処分が誤っているとすれば文書の再特定及び追加開示決定を求める。

ア 平成24年8月の「たちかぜ特命監察調査結果」との矛盾

上記文書によれば、平成19年～20年頃、海幕法務室において行政文書として管理されていなかった文書は、全て破棄されていたはずである。なぜ本件開示文書が破棄されずに残っているのか。あるいは一部の文書は行政文書と判断され破棄されなかったのかもしれないが、もしそうならそれら破棄を免れた文書は平成19年～20年に行政文書ファイル管理簿に登録されていなければおかしいはずである。しかし平成19年～20年に登録された行政文書ファイル

の中に、それらしきものは見当たらない。

イ 平成25年度（行情）答申第29号事件に係る開示決定・不開示決定との矛盾

防官文第9354号（23.8.2）及び関連する決定によれば、本件開示文書のうち、12ないし13・15ないし19・21ないし33は存在しないはずである。もし防官文第9354号（23.8.2）等が誤っていたのであれば、早急に訂正してもらいたい。

ウ 過去の不開示決定との矛盾

防官文第5955号（25.4.25）によれば、平成24年6月当時、海幕法務室に個人資料は存在しなかったはずであるが、もしそうだとすれば、本件開示文書はどのような位置付けで保存されていたのか。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合せによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返したただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。

それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成26年8月8日付け防官文第11988号（以下「先行開示決定」という。）により、別紙の1に掲げる文書1について開示決定処分を行った後、平成27年5月28日付け防官文第8779号により、残りの行政文書（本件対象文書）について、法5条1号、2号、3号及び6号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表（省略）のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件処分は処分庁の過去の説明や行政文書（不）開示決定と矛盾しているように見える。両者のうち、一方ないし双方が誤っている可能性があるため、本件処分が誤っているとすれば文書の再特定及び追加開示決定を求める。」と主張し、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、本件開示請求の特定に当たっては、該当する文書が多数考えられたため、異議申立人に開示を求める行政文書を確認した上で行っており、また、異議申立人が主張する過去の開示決定処分との矛盾もない。以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 令和2年2月12日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる108文書である。

異議申立人は文書の再特定及び全部開示の決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提出する旨主張するが、その後2年1か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提出はなされていない。）。

諮問庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁から、理由説明書（上記第3の1）にいう「別紙の1に掲げる文書1」について、別紙の1に記載した文書1の名称を「行政文書開示決定通知書（防官文第3975号。平成27年5月16日）」としたことは「行政文書開示決定通知書（防官文第3975号。平成17年5月16日）」の誤りである旨、説明があった。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 上記第3の3において、諮問庁は、「本件開示請求の特定に当たっては、該当する文書が多数考えられたため、異議申立人に開示を求める行政文書を確認した上で行って」と説明する。そこで、諮問庁から、異議申立人との間で当該確認を具体的にどのようにして行ったのかが分かる文書の提示を受けて確認したところ、その内容は、先行開示決定の後に、処分庁が本件請求文書に該当すると考えられる163文書の各名称を列挙し、各文書の開示・不開示の判断に時間を要するなどとして、当該163文書のうち異議申立人がなお開示を希望する文書を絞り込むよう依頼し、異議申立人が、開示を不要とする文書に印を付けるとともに、「万一これ以外の文書があった場合に、開示請求権を放棄するものではない。」と回答したものであることが認められる。

かかる経緯を踏まえれば、異議申立人は、当該163文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するのであれば、これについて新たに特定を求める旨主張するものと解される。

(2) 上記(1)を踏まえ、本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「文書管理改善作業」とは、平成19年7月に生じた補給艦「とわだ」の航泊日誌誤廃棄事案等を契機とし、同年11月から翌平成20年4月にかけて行われた海上自衛隊全部隊を対象とした行政文書の不適切な取扱いに関する改善措置として、それまで適切に管理されていなかった行政文書を新たに行政文書として登録する作業を指すものと解した。

イ 本件開示請求時点で海幕法務室が保有する行政文書ファイルの中から、いわゆる「たちかぜ訴訟」及び「たちかぜ事件」関連の文書(以下「たちかぜ関連文書」という。)を探索した結果、上記(1)にいう163文書の存在を確認し、先行開示決定で1文書を特定するとともに、上記(1)の経緯において、その余の文書のうち、異議申立人がなお開示を希望すると回答した108文書を原処分で特定したものである。

ウ 本件対象文書を含む当該163文書については、いずれもたちかぜ関連文書であって、文書に記載の日付や起案部署等に照らして、①平成20年以前に海幕法務室において作成されたことが明らかであること、又は、②平成20年以前に他部署において作成されたことは明らかであるが、平成19年から平成20年までの期間に海幕法務室に存在していた可能性を否定できないことから、本件請求文書に該当すると判断した。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、海幕法務室において、改めて執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当し、かつ、異議申立人がなお開示を求める文書の存在を確認することはできなかった。

(3) 上記(2)イ及びウにおいて、諮問庁は、本件開示請求時点において海幕法務室が保有する行政文書ファイルを探索した結果、本件請求文書に該当すると考えられる163文書の存在を確認したと説明する。そこで、本件開示請求時点で海幕法務室において当該163文書の外にもたちかぜ関連文書を保有していたのか否かにつき、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該時点で海幕法務室において、当該163文書の外にもたちかぜ関連文書を保有してい

たが、そのいずれも当該文書に記載の日付から、平成21年以降に作成されたことが明らかであるため本件請求文書には該当しないと判断した。また、平成20年以前に他部署において作成したことが明らかなたちかぜ関連文書については、いずれも平成19年から平成20年までの期間に海幕法務室に存在していた可能性を完全には否定できないことから、かかる文書はいずれも本件請求文書に該当し得ると考え、当該163文書に含めている旨説明があった。

(4) 本件対象文書の特定に関する上記(2)及び(3)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当し、かつ、異議申立人がなお開示を求める文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 先行開示決定で特定された文書

文書1 行政文書開示決定通知書（防官文第3975号。平成27年5月16日）

2 本件対象文書

文書2 反論書（平成18年12月6日）

文書3 反論書（平成19（2007）年7月25日）

文書4 文書提出命令申立書について（平成19年9月12日）

文書5 補充書面（平成19年12月18日）

文書6 補充書面（2）（平成20年2月6日）

文書7 文書提出命令申立への対応（18.6.15）

文書8 行政文書開示請求書（2005年1月31日）

文書9 新聞

文書10 行政文書開示請求書（平成17年4月14日）

文書11 行政文書開示請求書（平成17年4月14日）

文書12 「たちかぜ自殺事案」関連請求対象文書

文書13 行政文書特定通知書（業連補第37号。17.5.10）

文書14 行政文書特定通知書（業連補第38号。17.5.10）

文書15 艦内生活実態アンケート

文書16 行政文書特定通知書（業連補第39号。17.5.10）

文書17 行政文書特定通知書（業連運第50号。17.5.19）

文書18 行政文書特定通知書（業連補第51号。17.5.24）

文書19 行政文書の開示・不開示判断意見書（17.5.31）

文書20 行政文書開示決定通知書（防官文第4688号。平成17年6月13日）

文書21 艦内生活実態アンケート

文書22 行政文書開示決定通知書（防官文第6488号。平成17年8月24日）

文書23 行政文書不開示決定通知書（防官文第3976号。平成17年5月16日）

文書24 行政文書開示決定通知書（防官文第3977号。平成17年5月16日）

文書25 行政文書開示決定通知書（防官文第4689号。平成17年6月13日）

文書26 行政文書不開示決定通知書（防官文第4690号。平成17年6月13日）

- 文書 27 行政文書開示決定通知書（防官文第 6489 号。平成 17 年 8 月 24 日）
- 文書 28 行政文書開示決定通知書（防官文第 4691 号。平成 17 年 6 月 13 日）
- 文書 29 行政文書開示決定通知書（防官文第 4692 号。平成 17 年 6 月 13 日）
- 文書 30 行政文書開示決定通知書（防官文第 6490 号。平成 17 年 8 月 24 日）
- 文書 31 行政文書不開示決定通知書（防官文第 3978 号。平成 17 年 5 月 16 日）
- 文書 32 行政文書開示決定通知書（防官文第 3981 号。平成 17 年 5 月 16 日）
- 文書 33 行政文書開示決定通知書（防官文第 4693 号。平成 17 年 6 月 13 日）
- 文書 34 行政文書開示決定通知書（防官文第 1591 号。平成 17 年 3 月 7 日）
- 文書 35 （案－準備稿）（平成 18 年 5 月 29 日）
- 文書 36 「たちかぜ」一部開示事案において予想される争点・論点
- 文書 37 （案－たたき台）（平成 18 年 5 月 29 日）
- 文書 38 諮問 612 号についての照会事項（平成 18 年 1 月 31 日火曜日 21：32）
- 文書 39 意見書の送付（府情審第 125 号。平成 18 年 1 月 25 日）
- 文書 40 府情個第 2321 号意見書（2005 年 12 月 27 日）
- 文書 41 府情個第 2322 号意見書（2005 年 12 月 27 日）
- 文書 42 府情個第 2323 号意見書（2005 年 12 月 27 日）
- 文書 43 行政不服申立書（異議申立）（2005 年 10 月 26 日）
- 文書 44 理由説明書
- 文書 45 「たちかぜ」事案に係る文書提出命令に関する経緯について
- 文書 46 「たちかぜ」訴訟における裁判所の文書提出命令（決定）に対する抗告の要否についての行政庁意見について（通知）（海幕法第 1417 号。20. 2. 25）
- 文書 47 決定の告知について（通知）（2 訟 1 第 679 号。平成 20 年 2 月 21 日）
- 文書 48 文書提出命令申立事件
- 文書 49 決定の概要
- 文書 50 「たちかぜ」訴訟における裁判所の文書提出命令（決定）に対する「抗告」の要否について（20. 2. 22）
- 文書 51 決定の告知について（通知）（2 訟 1 第 679 号。平成 20 年

2月21日)

- 文書52 民事訴訟法第223条3項による求意見書について(回答)
(防人服第10336号。19.10.18)
- 文書53 民事訴訟法第223条3項による求意見書について(回答)
(海幕補第6936号。19.10.15)
- 文書54 補足意見書を提出するに至った経緯(19.10.10)
- 文書55 「たちかぜ」訴訟(第1審:横浜地裁)の経過(19.10.10)
- 文書56 即時抗告理由書(平成19年10月16日)
- 文書57 即時抗告申立書(平成19年10月2日)
- 文書58 文書提出命令の対象となった文書の齟齬について(19.10.1)
- 文書59 東京法務局付検事及び訟務副部長との協議結果(19.9.21)
- 文書60 たちかぜ事件の一般事故調査における「答申書」、本件懲戒手続上の規律違反調査における「供述調書」を一部不開示とする理由(19.9.28)
- 文書61 たちかぜ事件の一般事故調査における「一般事故調査結果」を一部不開示とする理由(19.9.28)
- 文書62 「たちかぜ」訴訟における文書提出命令への対応(19.9.26)
- 文書63 決定に対する即時抗告の要否について(通知)(海幕補第6561号。19.9.26)
- 文書64 文書提出命令が確定するまでの流れ(19.10.2)
- 文書65 「たちかぜ」訴訟における文書提出命令への対応(案)(19.9.24)
- 文書66 (別紙)主張一覧表
- 文書67 決定の告知について(通知)(2訟(1)第895号。平成19年9月25日)
- 文書68 たちかぜ文書提出命令申立対象文書に対する国及び原告の主張の相違点(19.9.19現在)
- 文書69 「たちかぜ」訴訟について(19.7.23)
- 文書70 法務大臣宛(平成19年7月4日)
- 文書71 意見書(平成19年7月20日)
- 文書72 民事訴訟法第223条3項による求意見書について(回答)
(防人計第5338号。19.5.30)
- 文書73 民事訴訟法223条3項による求意見書について(回答)(海幕補第3751号。19.5.25)

- 文書74 民事訴訟法223条3項による求意見書（平成19年4月11日）
- 文書75 意見書（平成19年2月 日）
- 文書76 文書提出命令等についての各課調整事項（18.9.14）
- 文書77 「たちかぜ」文書提出命令に対する意見書の整理
- 文書78 文書提出命令への対応
- 文書79 文書提出命令申立への対応（18.6.15）
- 文書80 民事訴訟法上の文書提出拒否要件
- 文書81 「さわぎり」訴訟控訴審における裁判所の文書提出命令（決定）に対する福岡高裁の抗告許可の決定について（20.2.27）
- 文書82 「さわぎり」訴訟における文書提出命令について（20.1.17）
- 文書83 「たちかぜ」と「さわぎり」の文書提出命令について（19.12.20）
- 文書84 文書提出命令に係る特則規定について
- 文書85 文書提出を拒む枠組
- 文書86 「たちかぜ」訴訟の進行状況（報告）（20.11.27）
- 文書87 民事訴訟の進行状況について（報告）（19.4.27）
- 文書88 護衛艦「たちかぜ」に係る訴訟の経過概要（19.4.18）
- 文書89 くにさき艦長特定職員A（元横監監察官）に対する意見聴取（18.6.30）
- 文書90 たちかぜ事案の訴訟係属について（報告）（18.5.1）
- 文書91 ****
- 文書92 問答
- 文書93 新聞
- 文書94 護衛艦「たちかぜ」自殺事案訴訟関連Q&A
- 文書95 損害賠償請求事件（横浜地方裁判所）について
- 文書96 記者からの問い合わせ
- 文書97 平成18年4月6日（木）読売新聞他報道関連想定
- 文書98 護衛艦「たちかぜ」における暴行等事案について
- 文書99 「1 横浜地方裁判所における判決（平成17年1月19日）について」「2 市販のガス銃について」
- 文書100 新聞
- 文書101 案（提訴情報に関するQ&A等）（18.3.28）
- 文書102 （取材便宜）護衛艦「たちかぜ」の服務事故にかかわる事故調査結果について（17.1.28）
- 文書103 記者ブリーフィング内容等（「たちかぜ」事案）（17.1.

28)

文書104 新聞

文書105 新聞

文書106 「たちかぜ」訴訟に係る事前打ち合わせについて（報告）
(19. 4. 16)

文書107 「たちかぜ」事案の事前打ち合わせについて（報告）(19.
1. 15)

文書108 「たちかぜ」事案の事前打ち合わせについて（報告）(18.
8. 25)

文書109 「たちかぜ」事案の事前打ち合わせについて（報告）(18.
5. 25)